

消費生活総合センターにおける京都市民法律相談の 相談実施日を変更します！

消費生活総合センターにて、京都市民法律相談を第2・4火曜及び木曜に実施していますが、「毎週、相談をできるようにしてほしい」という市民の皆様の御要望にお応えするため、令和7年4月3日（木）から次のとおり、変更いたします。

消費生活総合センターにおける京都市民法律相談について

実施
日時

毎週木曜日、午後6時～8時（1組当たり20分）

実施
方法

電話による相談

申込
方法

〈①インターネット〉

相談日前週の金曜～日曜

〈②電話・来所〉

相談日の週の月曜～相談日

午前9時～午後5時

【予約期間】

	木	金	土	日	月	火	水	木	
インターネット予約		→							
電話・来所予約	相談日							相談日	

申込
先

消費生活総合センター

御予約は
こちらから！



(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000088100.html>

(電話番号) 075-366-3349

※ 上記の件については、令和7年2月市会にて予算が成立することを前提としています。